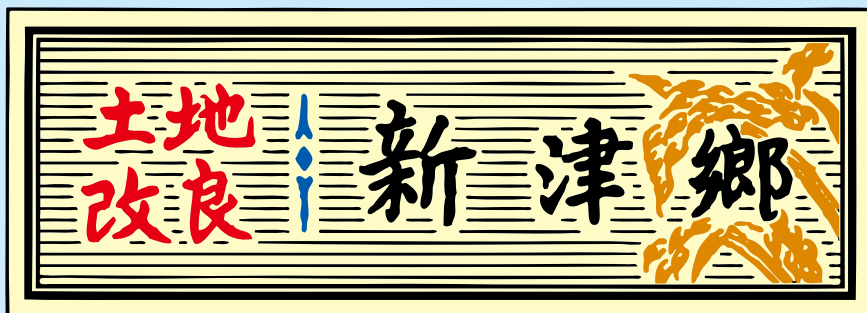




春の田園風景(柄目木地内)

賦課面積及び組合員状況

- ◆賦課面積 3,946ha
- 田 面積 3,743ha
- 畑 面積 203ha
- ◆組合員数 3,883名

第 121 号

- 発行所 新津郷土地改良区
〒956-0031
新潟県新潟市秋葉区新津 4540 番地
- 編集発行人 理事長 仲 川 吉 栄

TEL (0250) 22-2411(代) FAX (0250) 22-0429 E-mail niitsugo@cocoa.ocn.ne.jp



第七十六回 通常総代会

ごあいさつ

理事長 仲川 吉 栄

はじめに

それでは、通常総代会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第七十六回通常総代会を御案内いたしましたところ、春耕期を前に、何かとお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より本土土地改良区の業務運営並びに事業推進に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業農村整備予算について

さて、国の農業農村整備事業に関する令和八年度概算予算が示されました。当初予算は前年

度比で四十億円増の四、五〇四億円、令和七年度補正予算二、四三九億円を合せますと、六、九四二億円となります。昨年度の予算は前年度補正を合わせて六、五〇〇億円でしたので四四二億円ほど増額となっております。しかしながら、その一方で電力料や建設資材等の物価高騰により事業費が増嵩し、その進捗に支障を来しております。このような状況の中、国では令和七年度から令和十一年度までの五年間を農業構造転換集中対策期間と位置付け、食料安全保障の強化、農業生産基盤の充実を図り、農業者の所得向上を実現することとしております。具体的な施策につきましては、今後示されますが、国営事業と県営圃場整備事業に取り組んでいる当土地改良区としましては大きな期待を寄せているところでございます。引き続き、農林水産省、財務省そして新潟県に対し、事業の更なる推進と予算の確保について要請活動を行って参りたいと考えておりますので、総代の皆様のご協力をお願い申し上げます。

国営事業について

国営阿賀野川左岸地区でございますが、令和八年度着工に向け、昨年四月より法手続きを進

めて参りました。七月には農家組合長と総代を対象に計画説明会を、十二月には耕作者、組合員を対象とした事業説明会を開催させていただきました。事業同意をお願いして参りました。このたびの同意徴集では農家組合長、総代の皆様から担当する地域の取りまとめにご尽力を賜り、大多数の受益者の方々から同意を頂くことができました。新津郷土地改良区単体で同意率九十六パーセントを超える結果となり、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所からは、全国でもトップクラスの同意率ということで称賛の言葉をいただきました。ご協力を頂いた皆様、そして受益者の皆様には、役職員一同、心より感謝申し上げます。今後も国により法手続きが進められ、事業計画の確定を以て着工の運びとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に国営阿賀野川用水地区でございますが、現在の阿賀野川頭首工の老朽化の進行による不測の事態に備え、国が発意することで事業を実施するものでございまして、令和八年度事業着工に向け手続きが進められております。本日、総代会において事業の円滑な進捗を求める決議を提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これら二地区が着工となりますと、現在実施

中の新津郷用水地区、新津郷排水地区を合わせて、国営事業の四地区全てが管内全域で動き出すこととなります。引き続き、事業推進に取組んで参りますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

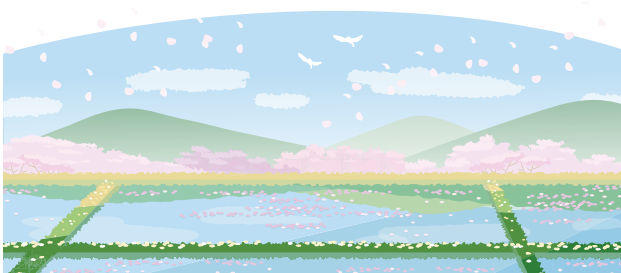
県営圃場整備事業について

管内の圃場整備事業でございますが、現在、新津郷田上、新関、阿賀満の三地区が実施中で、西幹線第一、車場第一の二地区では調査を行っており、令和九年度事業着手に向け、令和八年度に事業審査を受けて参ります。当土地改良区では管内全域で圃場整備を実施していくこととしておりますが、圃場整備が完成するまでには相当な年月を要することが想定されます。今後、も引き続き予算確保の要請をして参りますが、併せて施設の長寿命化対策、耐震化対策、圃場の大区画化など、国が進める新たな制度も利用しながら、良好な農業生産基盤の維持に努めて参りたいと考えておりますので、皆様には今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に

農業を取り巻く厳しい情勢は、ますます混沌としていますけれども、足下をしつかり見据えながら、役職員一丸となって、業務運営により一層努力をしまいたいと考えておりますので、今後とも皆様方から更なるご支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日上程いたします全議案、慎重審議賜りまして、議決頂きますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。



第76回通常総代会を開催

～ 全議案原案通り議決 ～

令和8年3月13日 当土地改良区の2階大会議室において、第76回通常総代会を開催いたしました。

議長には 第3区 丸山 哲 総代を選任し、審議の結果、全議案とも原案どおり議決されました。

日 時 令和8年3月13日(金) 午後1時30分より

出席者数 総代定数 70名 出席 66名 欠席 1名 欠員 3名

議案については次のとおりです。

議案第1号 新津郷土地改良区定款、定款附属書役員選挙規程及び定款附属書総代選挙規程の一部改正について

議案第2号 新津郷土地改良区規約の一部改正について

承認第1号 新津郷地域連携管理保全計画（水土里ビジョン）について

議案第3号 土地改良事業計画の変更について

議案第4号 令和7年度 土地改良事業実施計画の変更について

議案第5号 令和7年度 収支補正予算について

監査報告

議案第6号 国営土地改良事業「阿賀野川用水地区」の円滑な推進の要望について

議案第7号 令和8年度 組合費の賦課及び徴収方法について

議案第8号 土地改良事業計画について

議案第9号 令和8年度 土地改良事業実施計画及び負担計画について

議案第10号 令和8年度 事業資金の借入について

議案第11号 令和8年度 収支予算について

議案第12号 歳計現金・積立金の預入先並びに国債の購入保管先について



議長 第3区
丸山 哲 総代

《 監 査 報 告 書 》

監事は新津郷土地改良区定款・監査細則の定めに従い、令和7年10月14日及び令和8年2月13日に、当土地改良区の令和7年6月1日から令和8年1月31日までの、業務及び財務状況を監査したので、その結果を報告致します。

1. 業務に関する事項

- (1) 業務に関しては、定款、規約、諸規程に基づき適正に運営されていることを認めます。
- (2) 事業に関しては、計画に基づき適切に遂行されていることを認めます。

2. 財務に関する事項

- (1) 財務諸表並びに関係帳簿も的確に整理されており適正と認めます。

令和8年3月13日

総括監事	押	味	正	康
監 事	小	柳		明
監 事	齋	藤	健	一
監 事	笠	原	寿	晴

令和8年度 新津郷土地改良区収支予算

一 般 会 計

(単位：千円)

収支	科 目	本年度当初 予 算 額	前年度当初 予 算 額	比 較 増 減	説 明
収 入	1. 土地改良事業収入	171,650	171,700	△ 50	事務費賦課金・転用決済金
	2. 附 帯 事 業 収 入	20,430	20,360	70	土地改良施設他目的使用料・手数料・多面的機能支払活動組織業務受託料
	3. 基本財産運用収入	50	50	0	基本財産配当金
	4. 特定資産運用収入	1,080	30	1,050	特定資産利息
	5. 補助金等収入	28,770	25,950	2,820	水利施設管理強化事業補助金・地区外排水負担金
	6. 雑 収 入	510	510	0	過年度収入・過怠金・雑収入
	7. 特定資産取崩収入	40,310	27,610	12,700	一般会計積立資産取崩・職員退職給与積立資産取崩・役員総代顕彰積立資産取崩
	8. 固定資産売却収入	10	10	0	土地売却代金
	9. 他会計繰入金	10,400	9,820	580	繰入金
	10. 繰 越 金	10	10	0	前年度繰越金
	収 入 合 計	273,220	256,050	17,170	
支 出	1. 附帯事業費支出	20,370	20,300	70	多面的機能支払活動組織受託業務
	2. 一般管理費支出	222,090	206,230	15,860	運営事務費・事務所費
	3. 特定資産積立支出	17,730	16,490	1,240	一般会計積立資産積立・職員退職給与積立資産積立・役員総代顕彰積立資産積立
	4. 雑 支 出	30	30	0	過年度支出
	5. 他会計借入金返済支出	12,000	12,000	0	事務所建設借入償還金
	6. 予 備 費	1,000	1,000	0	予備費
	支 出 合 計	273,220	256,050	17,170	

特 別 会 計

〈 新 津 郷 区 〉

(単位：千円)

収支	科 目	本年度当初 予 算 額	前年度当初 予 算 額	比 較 増 減	説 明
収 入	1. 土地改良事業収入	225,020	224,790	230	事業費賦課金・転用決済金
	2. 附 帯 事 業 収 入	6,190	6,310	△ 120	土地改良施設他目的使用料
	3. 特定資産運用収入	7,990	20	7,970	特定資産利息
	4. 補助金等収入	150,720	95,240	55,480	水利施設管理強化事業補助金・農業経営高度化支援事業補助金・経営体育成促進換地等調整事業補助金・団体営調査設計事業（水利施設等保全高度化事業）補助金・地区外排水負担金・県営調査計画事業助成金
	5. 交 付 金 収 入	30,600	82,080	△ 51,480	適正化事業交付金
	6. 業務委託料収入	93,270	95,670	△ 2,400	大秋覚路津排水機場業務受託・水田揚水機場業務受託・車場揚水機場業務受託・県営圃場整備事業・水利施設整備事業
	7. 雑 収 入	6,660	6,660	0	過年度収入・過怠金・雑収入
	8. 借 入 金 収 入	65,860	41,000	24,860	公庫資金借入金
	9. 特定資産取崩収入	31,660	45,900	△ 14,240	新津郷区財政調整積立資産取崩・新津郷区決済金積立資産取崩
	10. 固定資産売却収入	10	10	0	土地売却代金
	11. 他会計貸付金回収収入	9,000	9,000	0	一般会計貸付金回収
	12. 繰 越 金	10	10	0	前年度繰越金
	収 入 合 計	626,990	606,690	20,300	
支 出	1. 土地改良事業費支出	411,030	422,370	△ 11,340	維持管理費・適正化事業費・適正化事業拠出金・その他事業費・受託業務費・受託事業費
	2. 土地改良事業負担金支出	131,520	108,620	22,900	県営事業分担金・市営事業分担金
	3. 支 払 利 息	230	100	130	公庫資金借入金金利子
	4. 特定資産積立支出	75,990	67,850	8,140	新津郷区財政調整積立資産積立・新津郷区決済金積立資産積立
	5. 雑 支 出	30	30	0	過年度支出
	6. 他会計繰出金	8,190	7,720	470	一般会計繰出金
	支 出 合 計	626,990	606,690	20,300	

特 別 会 計

〈 新 津 東 区 〉

(単位：千円)

収支	科 目	本年度当初 予 算 額	前年度当初 予 算 額	比 較 増 減	説 明
収 入	1. 土地改良事業収入	25,750	25,760	△ 10	事業費賦課金・転用決済金
	2. 附 帯 事 業 収 入	2,110	3,730	△ 1,620	土地改良施設他目的使用料
	3. 特定資産運用収入	1,750	20	1,730	特定資産利息
	4. 補 助 金 等 収 入	10,560	10,860	△ 300	水利施設管理強化事業補助金・地区外排水負担金・債務負担事業負担金
	5. 交 付 金 収 入	10	10	0	適正化事業交付金
	6. 業務委託料収入	120	120	0	用水管理業務・敷砂利業務
	7. 雑 収 入	70	70	0	過年度収入・過怠金・雑収入
	8. 特定資産取崩収入	1,740	1,490	250	新津東区財政調整積立資産取崩・新津東区決済金積立資産取崩
	9. 固定資産売却収入	10	10	0	土地売却代金
	10. 他会計貸付金回収収入	3,000	3,000	0	一般会計貸付金回収
	11. 繰 越 金	10	10	0	前年度繰越金
	収 入 合 計	45,130	45,080	50	
支 出	1. 土地改良事業費支出	36,370	36,800	△ 430	維持管理費・適正化事業拠出金・受託業務費
	2. 土地改良事業負担金支出	1,800	1,600	200	県営事業分担金
	3. 借入金返済支出	1,340	2,750	△ 1,410	公庫資金償還金
	4. 支 払 利 息	20	60	△ 40	公庫資金借入金利子
	5. 特定資産積立支出	5,370	3,640	1,730	新津東区財政調整積立資産積立・新津東区決済金積立資産積立
	6. 雑 支 出	30	30	0	過年度支出
	7. 他会計繰出金	200	200	0	一般会計繰出金
	支 出 合 計	45,130	45,080	50	

令和8年度 農地転用決済金10a当り徴収金額

農地を転用する場合、地区除外手続きが必要になります。

(単位：円)

		一 般 会 計		特 別 会 計			計	特別会計	合 計
		事務管理費	小 計	事 業 区		小 計		圃場整備費	
				継続事業費	維持管理費				
新津郷区	田	156, 359	156, 359	101, 532	230, 008	331, 540	487, 899		487, 899
	畑	156, 359	156, 359	33, 844	76, 669	110, 513	266, 872		266, 872
新津東区	田	156, 359	156, 359	29, 151	110, 458	139, 609	295, 968		295, 968
	畑	156, 359	156, 359	9, 717	36, 819	46, 536	202, 895		202, 895
新津東区 (新関圃場)	田						295, 968	70, 395	366, 363
	畑						202, 895	23, 465	226, 360
新津東区 (阿賀満圃場)	田						295, 968	15, 297	311, 265
	畑						202, 895	5, 099	207, 994

* 田を畑に地目変更する場合の決済金は、各々の事業区における田と畑の決済金の差額となります。

令和 8 年度 事 業 計 画

1. 団体営土地改良事業

事業名	地区名	内 容	事業量	事業費
経営体育成促進換地等調整事業	西幹線第一	地域営農構想作成 換地設計基準作成	1 式	2,214,000 円
	車 場 第一			8,191,000 円
団 体 営 調 査 設 計 事 業 (水利施設等保全高度化事業)	車 場 第一 (2 期)	車場幹線用水路掛り 用水合理化計画調査設計 (地質調査)	1 式	60,000,000 円

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

工 事 名	施工場所	種 別	内 容	事業量	事 業 費
市之瀬揚水機場 継電器更新工事	車 場	電気設備	継電器更新	1 式	3,520,000 円
小向揚水機場 継電器更新工事	鎌 倉	電気設備	継電器更新	1 式	2,640,000 円
水田低位部第 8 揚水機場 建屋上屋防水補修工事	川 根	建 屋	建屋上屋防水補修	1 式	4,840,000 円
水田低位部第 7 揚水機場 1 号電動機更新工事	小屋場	電 動 機	電動機更新	1 式	26,400,000 円

3. 基幹水利施設管理事業 (新潟市受託業務)

事業名	地区名	受託場所	受 託 内 容	事業量	事 業 費
基幹水利施設管理 (水利施設整備) 事業	水 田 車 場	水田揚水機場	低圧照明盤整備補修	1 式	4,700,000 円

不法投棄は犯罪です

当改良区管内の水路や農道等にゴミの投棄がなされ困っています。

ゴミの不法投棄は重大な犯罪です。農業水路へのゴミの投棄は通水の妨げとなり、これらを撤去処理するにも費用が掛かります。不法投棄は絶対にやめましょう。

※ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により罰せられます。

(5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円「法人 3 億円」以下の罰金)

又はその両方が科せられます。)



県営圃場整備事業の実施状況

～ 早期着工・早期完了に向けて ～

新津郷土地改良区では、国営事業の関連事業として管内全域で「圃場整備事業」を推進しています。

【実施地区の状況】

地区名	着工年度	受益面積	令和8年度取組み予定等
新津郷田上地区	令和元年度	213.2ha	・令和8年度工事予定 区画整理工事 10.5ha
新 関 地 区	令和2年度	174.3ha	・令和8年度工事予定 区画整理工事 11.6ha
阿 賀 満 地 区	令和5年度	246.7ha	・実施設計書の作成 ・換地計画原案の作成

【調査地区の状況】

地 区 名	受益面積	令和8年度取組み予定等
車 場 第 一 地 区	457.0ha	・令和8年度調査計画事業の実施 ・換地設計基準の作成 ・地域営農構想の検討
西幹線第一地区	123.4ha	・令和8年度調査計画事業の実施 ・換地設計基準作成 ・地域営農構想の検討

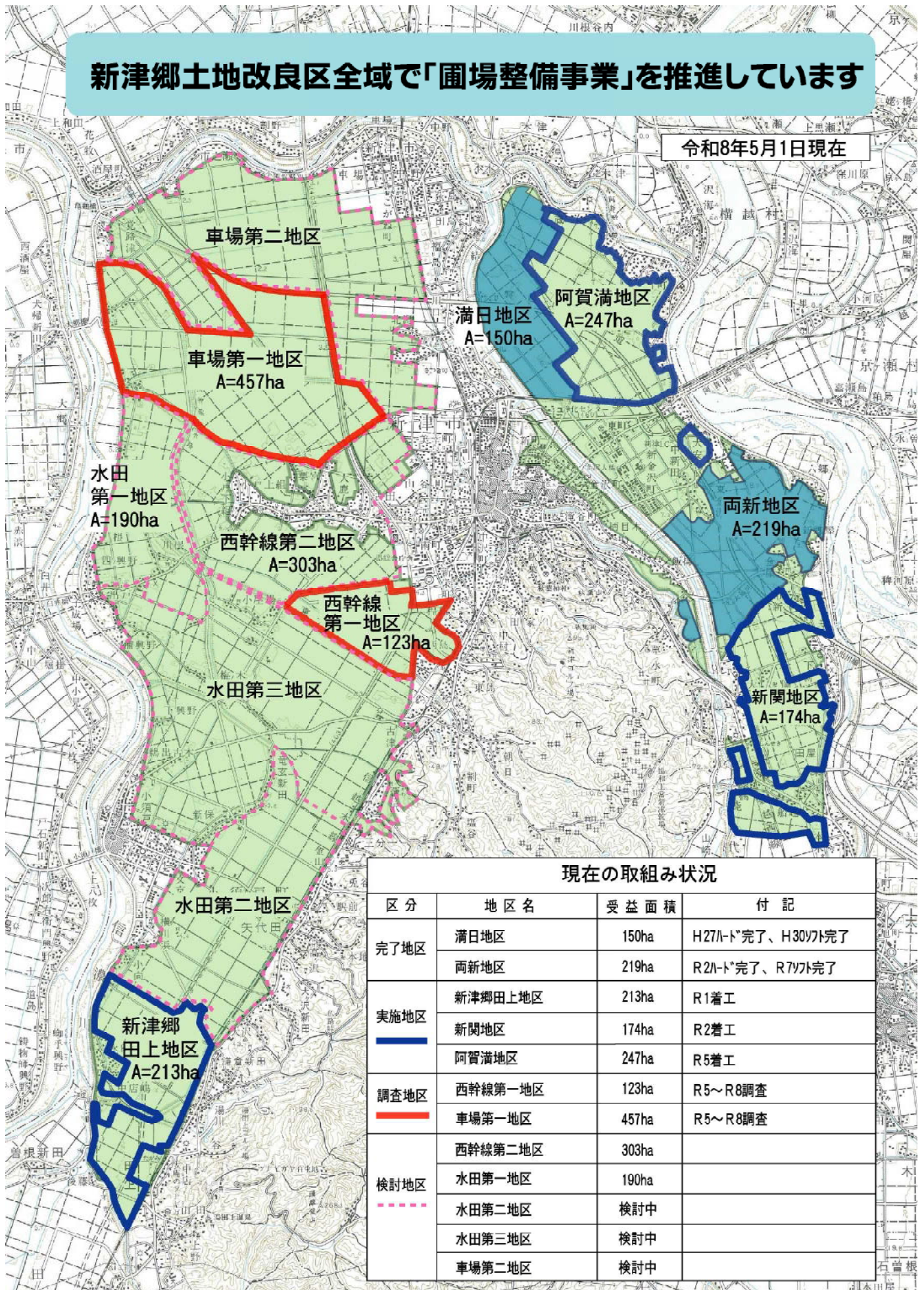
【検討地区の状況】

国営事業の整備構想を受けて計画区域の検討に入っております。

地 区 名	受益面積	令和8年度取組み予定等
西幹線第二地区	303.0ha	・圃場整備計画区域の検討
水 田 第 一 地 区	190.0ha	・圃場整備計画区域の検討
水 田 第 二 地 区	—	・圃場整備計画区域の検討
車 場 第 二 地 区	—	・圃場整備計画区域の検討

新津郷土地改良区全域で「圃場整備事業」を推進しています

令和8年5月1日現在



現在の取組み状況

区分	地区名	受益面積	付記
完了地区	満日地区	150ha	H27/10完了、H30/7完了
	両新地区	219ha	R2/10完了、R7/7完了
実施地区	新津郷田上地区	213ha	R1着工
	新関地区	174ha	R2着工
	阿賀満地区	247ha	R5着工
調査地区	西幹線第一地区	123ha	R5～R8調査
	車場第一地区	457ha	R5～R8調査
検討地区	西幹線第二地区	303ha	
	水田第一地区	190ha	
	水田第二地区	検討中	
	水田第三地区	検討中	
	車場第二地区	検討中	

令和8年度 用水運転時間のお知らせ

《 新 津 郷 区 》

運転区分	期 間	運 転 時 間	備 考
運転開始日	4月26日	午前5時～	
連続運転	4月26日～5月3日	24時間運転	5月3日午後7時止め
平常運転 (輪番運転時 除く)	5月4日～5月31日 8月30日～8月31日	午前5時～午後7時	
輪 番 運 転	6月1日～8月29日	午前5時～午後7時	輪番区域については事前にお配りしています用水運転計画表をご覧ください。
※ 1. 降雨状況により運転を休止又は時間を変更する場合があります。(メールでお知らせします) ※ 2. フェーン現象や出穂期に用水不足が著しい場合、 輪番での24時間運転 を行います。 なお、解除については、各機場の使用状況を見て判断させていただきます。 (メール・幟旗でお知らせします) ※ 3. <u>かけ流しは絶対しないください。かけ流しや用水不足が著しい場合は、給水栓の流量を調整させていただきます。</u> ※ 4. 用水に関する要請等がありましたら、地元の役員または総代に連絡して下さい。			

《 新 津 東 区 》

	苗 代 用 水	試 験 送 水	本田用水開始	用 水 停 止
全 域	4月5日～ 4月20日	4月21日 (午前9時送水)	4月21日 (正午～)	8月31日 (午後5時止水)

苗代用水の通水路線は、県営東幹線用水路及び県営東幹線第3号支線用水路となります。

■ お願い ■

- 降雨等の状況により運転休止又は時間を変更する場合があります。
- 限られた水です。公平な水利用が出来るようお互いに協力しましょう。

〈問い合わせ先〉

水田揚水機場
(水田中央管理所)

TEL (0250) 38-4633
FAX

組織変更と職員の人事について(お知らせ)

このたび組織の一部を変更し、職員の人事を令和8年4月1日付けで行いましたのでお知らせいたします。

これからも役職員一体となって地域農業の発展、土地改良区の健全運営に向けて取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆組織変更の内容

- ・業務の効率化を図るため、業務課工事係と業務課用排水係を統合し、業務課維持係とします。

◆人事異動

氏 名	新所属／役職	旧所属／役職	備 考
田 中 一 広	総務課長	総務課長補佐兼庶務係長	昇 任
中 村 真 一	業務課参事兼整備係長	業務課長補佐	昇 任
風 間 亮	業務課整備係主査	業務課整備係主任	昇 任
井 上 律 子	総務課庶務係主任	総務課会計係主事	昇 任
菅 井 徹 男	業務課維持係長	業務課用排水係長兼工事係長	
清 水 雅 也	業務課維持係長	業務課整備係長	
渡 邊 唯 花	総務課会計係主任	総務課庶務係主任	
今 井 大 介	業務課整備係技師	業務課用排水係技師	
土 屋 知 紘	業務課維持係技師	業務課工事係技師	
早 川 瑠 一	業務課維持係技師	業務課工事係技師	
齋 藤 弘 哉	業務課維持係技師	業務課工事係技師	
長谷川 耀 也	業務課維持係技師	業務課用排水係技師	

◆再任用職員

氏 名	新所属／役職	旧所属／役職	備考
渡 辺 元	総務課主幹兼庶務係長	総務課長	新規任用
高 野 学	業務課維持係技師	業務課用排水係技師	継続任用

◆職員配置表

(〇〇〇〇)は兼任

職名	課名	課長・参事	主幹	係名	係 長	主査・主任・主事・技師・運転技師
事務長 石井 実	総 務 課	田中 一広	渡辺 元 小川 一郎	庶 務 係	(渡辺 元)	野崎 真一 井上 律子
				会 計 係	(小川 一郎)	渡邊 唯花 風間 亮
	業 務 課	池田 吉行 中村 真一		整 備 係	(中村 真一)	廣川 拓臣 高野 学
				維 持 係	菅井 徹男 清水 雅也	高野 学 土屋 知紘
						早川 瑠一
						新井田 孝史 物井 鋭介
				大 秋 排水機場係	渡邊 政栄	新井田 宗和 伊藤 龍紀

◆新津郷土地改良区褒賞 (令和8年4月1日付)

永年勤続表彰 清 水 雅 也 (業務課維持係長) 職員勤続 30 年

令和8年度 賦課金

賦課基準（10a当たり）

事業区名	田	畑
新津郷区	12,000円	6,866円
新津東区	7,000円	5,200円

口座振替日

令和8年10月15日(木)

納付期限日

令和8年11月16日(月)

納付期限後は下記過怠金が加算されますのでご注意ください。

※延滞金 令和8年11月17日(火)より 利率 年9.1%

※督促手数料 督促状を発送した場合 110円

- ◆ 県内の金融機関から口座振替が可能です。
- ◆ 口座振替を希望される方は、土地改良区会計係までお問合せ下さい。
- ◆ 今年度の引落とし手続きは7月末までお願いいたします。

このような場合、必ず土地改良区で手続きをしてください

一、組合員の変更、農地の異動があったとき

- 組合員の死亡 ○ 農業者年金受給等による経営移譲
- 売買、交換、利用権設定等

二、農地を転用するとき

- 宅地等への転用 ○ 公共用地への転用

(注) 上記の手続きを行わないと、賦課台帳が変更されませんのでご注意ください。

令和9年4月採用の職員を募集します

<募集職種、受験資格>

【事務所勤務】

業務系事務職・・・1名

技術職・・・1名

- (1) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、4年制大学以上の教育機関を卒業した者。
または、令和9年3月31日までに卒業する見込みの者。
- (2) 住所は本土地改良区域内外を問わず通勤可能な者。
- (3) 普通自動車運転免許(A T限定可)を取得している者、又は採用時まで取得見込みの者。

【排水機場勤務】

技術職(大秋・覚路津排水機場における運転操作等)・・・1名

- (1) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の教育機関を卒業した者。
- (2) 住所は本土地改良区域内外を問わず通勤可能な者。
- (3) 普通自動車運転免許(A T限定を除く)を取得している者、又は採用時まで取得見込みの者。

※詳しい採用条件等は総務課までお問合せまたは、ホームページをご覧ください。

<受付期間>

令和8年5月11日(月)～ 令和8年7月10日(金)

持参・郵送とも令和8年7月10日(金)必着です。

<問い合わせ先>

新津郷土地改良区 総務課(担当:井上・野崎) ☎0250-22-2411(代)